

審議での意見等（要旨）

「安全で強靱な水道水の供給を目指す施設整備について」 第7回 平成29年11月17日	
(1) マスタープランに基づく片山浄水所を中心とする施設整備	<p>ア) 南千里・片山浄水所送水管布設工事は、莫大な経費が必要となることが想像されるので、埋設ルートを検討にあたっては十分留意すること。</p> <p>イ) 更新も必要で耐震化も必要などところがあるとするならば、そこから先にしていくと経年化管路率や耐震化率も改善され、効果的で効率的に進んでいくのではないかと。</p> <p>ウ) 地震に対して水道部がどのように備えているのかを市民に知らせる際には、ただ単に大丈夫ですよというメッセージだけでなく、なぜ大丈夫なのか、そのメカニズムや理由まで説明されると、市民は納得するのではないかと。情報を整理して、市民の立場にたった説明をするべきである。</p> <p>エ) 水道施設の3分の2を占めるといわれる水道管は、日常の点検では老朽化・劣化の進行がわかりにくい。このような「見えない資産」については既往の施設情報（仕様、材質、設置年など）や維持管理情報（運転状況、修繕履歴など）を利用して診断し、更新時期を迎えた場合には料金収入の如何を問わず更新投資を着実に実施すべきである。</p>
(2) 効果的で効率的な施設・管路の更新と耐震化	<p>オ) 取水施設、浄水施設、配水設備やその設備の長寿命化にあたっては、アセットマネジメントやストックマネジメントの知見を有効に活用するべき。</p> <p>カ) 配水管内の洗浄システムの活用なども含めて計画的な配水管の維持管理に留意すべきである。</p> <p>キ) 近い将来大地震の発生も予測されている。水道施設の耐震化を図り、断水を最小限にとどめる努力が必要である。</p> <p>ク) 旧耐震基準である1979年以前の施設については、早急に耐震補強の必要がある。</p>
(3) 危機管理のさらなる向上を図る防災施策	<p>ケ) 想定される災害を事前に予測し、災害時においても人々が安心して飲める水をどう確保するか、求められる水質の把握も常にしておかなければならない。</p> <p>コ) 災害時直後、直接的に水質を守るべきなのか、あるいは、ある時間帯はだめでも他からの支援で飲める水をちゃんと確保するのか、いろんな方法があるので、総合的に柔軟に対応するべきである。</p>
(4) 水道水の安全性を守り続けるための水質管理	<p>サ) 災害時に水質の安全性の検査体制が求められるが、簡易測定器などは平常時から準備が必要である。</p> <p>シ) 将来水道使用量が減少しても水質が維持できるポイントとして、給水量に応じて施設の規模を適正に縮小していくことによって対応可能である。</p>
(5) 環境負荷低減を目指す施設整備	<p>ス) 水道事業はエネルギー消費産業でもあるので、環境負荷低減を目指す施設整備の観点からも地球温暖化対策の一環としての省エネルギー対策、再生可能エネルギー、石油代替エネルギーの積極的な利用促進が進められるべき。</p>

審議での意見等（要旨）

「吹田の特性を活かす事業運営について」 第8回 平成30年1月23日	
(1) 「地域の水道」のあり方	<p>ア) 吹田の水のおいしさと安全性をPRするためには、ペットボトル水の復活と配布、津雲配水場でのつつじ祭りの再開などイベントの実施などの工夫が必要である。</p> <p>イ) 子どもを対象にPRを進め、そこから家庭に広げてもらう手法も情報発信として効果があるのではないか。</p> <p>ウ) 地域の水道として最も大切なことは安全な水道水を供給することである。</p> <p>エ) 水道水の安全水準について、水道部が市民の方々と一緒に考えることが重要である。</p> <p>オ) 「わざわざペットボトル水を購入しなくても、吹田市の水道水は安心ですよ」というPRを積極的に行ってはどうか。</p> <p>カ) 吹田市独自でペットボトル水を製作し、備蓄用として配布してはどうか。</p> <p>キ) 管路と施設の老朽化を弱みと表現しているが、吹田市は長期的な施設整備計画（水道施設マスタープラン）を策定済みであるため、強みととらえてPRしてもよいのではないか。</p> <p>ク) 地域の水道のあり方としての主要な課題としては、浄水施設の更新、老朽管の更新問題、大規模地震対策などがあり、その財源を確保するための事業経営問題がある。そのため、計画性のある水道経営が求められる。</p> <p>ケ) 吹田市では地下水源を活用しているため、地下水保全対策を考慮する必要がある。</p>
(2) 将来世代を見据えた水道事業のあり方	<p>コ) 最大の給水量に合わせて整備された施設を、将来的に人口に合わせてダウンサイジングすることができるのか。</p> <p>サ) 次回の水道料金改定の際には、単なる逡増料金制ではなく、大量使用者には割引できるような仕組みも検討すべき。</p> <p>シ) 水道事業者は、住民生活の根幹をなす最も重要な社会インフラとして未来永劫に事業の継続を求められているとともに、利用者たる住民が納得しうる料金レベルでなければならないため、効率化や経営健全化に取り組む必要がある。</p> <p>ス) 「水道設備トラブル事例集」などを参考に失敗に関する技術事例も承継すべきである。</p>

<p>(3) 直営と委託、公営企業としての責任</p>	<p>セ) 公営企業の直営と委託に関しては、公的な部分の運営の責任は堅持しつつも、民間のノウハウは積極的に活用すべきである。</p> <p>ソ) 直営と委託の線引きは、民間側の技術革新（IT、AI の普及など）や水道事業体の経営状況などにより変化する可能性があるため、観察が必要である。</p> <p>タ) 水道事業経営に関連する法律のうち、水道法、地方公営企業法、地方財政法では 4 つの原則が定められている。一つ目はサービスの普遍的供給義務の原則、二つ目はサービスの即応義務の原則、三つ目は適正料金の原則、四つ目にサービスの安全提供義務の原則がある。民間に委託するとそれらが忠実に履行されるかどうか難しい部分があるため、基本的な部分は直営を維持する、あるいは維持できる状態に置くということが、これらの法律から見ても水道部の考え方は適正だということを申し上げたい。</p> <p>チ) キーポイントが二つある。一つ目は、市内業者育成の観点からどの程度配慮するかということ。二つ目は、他事業体の民間委託が進展する中で吹田市が遅れをとることにより、そのビジネスマーケットとしてやりにくくなることのないように留意が必要ということ。関連企業の動向は、実際に委託するかどうかは別にして、吹田市としても情報収集が必要である。</p> <p>ツ) 水道事業では包括委託や P F I の事例があるが、公営企業としての住民に対する責任、ガバナンスをしっかりと持つことが必要である。</p>
<p>(4) 府域一水道と広域連携の考え方</p>	<p>テ) 地勢的に有利な事業体や人口規模のある事業体では広域的な統合というよりも、連携に主軸が置かれている状況である。過大投資にならないような計画を分かるように説明していくことが必要である。</p> <p>ト) ペットボトル水の製造について、企業団では市町村からの要請に応じて、一緒に発注できる体制になっているようなので、そのような連携を進めることも良いと考える。</p>

審議での意見等（要旨）

「持続可能な水道事業経営について」 第9回 平成30年3月27日	
(1) 水道料金のあり方	<p>テ) 本市では生活者への配慮から、逡増料金制により大量使用者に負担をかけていることが「水道離れ」につながっている。</p> <p>ト) 客観的なデータ等を活用した水道水の安全性、品質の高さのPRや、大量使用者の水道使用量を増やすための取組など、もっと水需要の増加を図る努力が必要。</p> <p>ナ) 市民ニーズの把握、きめ細やかなサービスの提供、民間のノウハウも取入れた経営戦略の策定やアセットマネジメントの活用などに努めることが必要。</p> <p>ニ) 水道事業について、市民へのPRやわかりやすい説明は非常に重要。よく知ること、水道水を安心して使用することや料金値上げの必要性への理解につながる。</p> <p>ヌ) 各家庭への節水家電がかなり普及している中であって、急激な料金値上げは市民生活への負担が大きくなり、かえって節水につながるなどの影響がでる可能性があるため、十分な配慮が必要。</p>
(2) 運転資金保有額、企業債借入額など財政規律の考え方	<p>ネ) 水需要が減少傾向にある中では、企業債の発行により施設整備費用を将来世代にも負担してもらうのはやむを得ない。現世代との負担の公平性を図る必要がある。</p> <p>ノ) 資金の借入については借入先を含め、幅広く検討したうえで一番有利な方法を検討するべき。</p> <p>ハ) 料金収入と企業債のバランスについて、明確な基準がないことが懸念される。十分な検討を行い整理していくことが必要</p>
(3) 実践的な経営管理手法	<p>ヒ) 現行アクションプラン進捗状況のPDCAはよく分析されている。これを活かして、取組が進まなかったところを優位性の高い事例参考に見直し、改善することがベンチマークの意義である。</p> <p>フ) 管理指標の進捗状況は表だけでなく結果の説明を入れるなど、より市民にわかりやすいものにすることが重要。</p> <p>ヘ) 事業の進捗等をわかりやすい形で公表することで、多くの市民による経営状態の確認につながる。</p>
(4) 地下水利用専用水道設置者への対応の考え方	<p>シ) 地下水利用が進むと、地盤沈下や地下水源の枯渇などが懸念される。</p> <p>ス) 給水収益の減少につながっており、地下水利用に対し負担金制度などを条例化できないものか。</p> <p>セ) 大量使用者の地下水への転換の主な要因である逡増料金制は、水の使用を制限する本来の意義は薄れてきており、料金体系の見直しを検討すべき。</p>
(5) 企業団用水供給料金値下げにあたっての本市の対応	<p>ソ) 企業団水の値下げによる経費削減分は、水道料金を下げるよりも施設整備費用として有効に使うべき。</p>